

大学生・短大生・専門学校生の保護者の方へ

教育ローンの利子相当額を補助します

＝ 酒田市教育委員会 ＝

1. 対象となる方

6月1日現在において、大学・短大・専門学校（※1）に在学している学生の保護者で、次の要件をすべて満たす方

- (1) 本市出身の学生の保護者で、酒田市内に住所を有する方
- (2) 金融機関の教育ローン（※2）を利用しており、他の利子補給の制度を利用していない方
- (3) 前年の世帯収入等（学生本人の兄弟姉妹は除く）が次のいずれかの方
 - ① 給与収入のみの場合 収入合計額 770 万円以下
 - ② 上記以外の場合 所得合計額 573 万円以下

(※1) 学校教育法（以下「法」という。）第83条に規定する大学、法第108条に規定する短期大学及び法第124条に規定する専修学校（専門課程を置き修学年限が2年以上のものに限る。）並びに市長が認めた教育施設

(※2) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金のように在学期間中に利息の返済が発生しない場合には、対象となりませんのでご注意ください。
詳しくは市教育委員会企画管理課へお問い合わせください。

2. 補助金額 教育ローンの利子の年額（4月から翌年3月分） ※上限額4万円

在学期間中のみの支給となります（2年目以降も毎年申請が必要です）。

なお、標準修業年限を超えた場合は対象外となります。

3. 申請から交付までの流れ

6月末日まで 申請書類を酒田市教育委員会に提出

- ① 大学等修学資金利子補給金交付申請書（※3）
- ② 大学等修学資金利子補給金に関する調書 ①②の様式は市ホームページにも載せています
- ③ 在学証明書（令和2年6月1日以降に発行のもの）（※3）
- ④ 教育ローンの残高証明書（※3）
- ⑤ 教育ローンの償還表（写し）
（※3）2年目以降も毎年提出が必要となる書類です

8月中旬頃 審査結果のお知らせ

支払関係書類（請求書）を酒田市教育委員会に提出

請求書受理から約2～3週間後 補助金の支払い

【注意】 カードローンや変動金利のローンをご利用の方は、申請方法が異なりますので、ご注意ください。

4. お問い合わせ先(申請書の送付先)

酒田市教育委員会 企画管理課企画管理係

〒998-8540 酒田市本町2丁目2番45号（市役所6階） 電話 0234-26-5772（直通）

5. その他

山形県内の学生・生徒又はその保護者を対象にした奨学金事業の一覧が県のホームページで公開されています。「山形県内奨学金事業一覧」で検索すると該当箇所を閲覧することができます。奨学金の給付や貸与を希望する際にご活用ください。

大学生・短大生・専門学校生の保護者の方へ

教育ローンの利子相当額を補助します

＝ 酒田市教育委員会 ＝

1. 対象となる方

大学・短大・専門学校（※1）に在学している学生の保護者で、次の要件をすべて満たす方。

- （1）本市出身の学生の保護者で、酒田市内に住所を有する方
- （2）金融機関の教育ローンを利用しており、他の利子補給の制度を利用していない方
- （3）前年の世帯収入等（学生本人の兄弟姉妹は除く。）が次のいずれかの方

① 給与収入のみの場合 収入合計額 770 万円以下

② 上記以外の場合 所得合計額 573 万円以下

（※1）専修学校（専門課程を置き修学年限が2年以上のものに限る。）も含まれます。

詳しくは市教育委員会企画管理課へお問い合わせください。

2. 補助金額 教育ローンの利子の年額（上限4万円）

在学期間中のみ支給となります（2年目以降も毎年申請が必要です）。

なお、標準修業年限を超えた場合は対象外となります。

3. 申請から交付までの流れ

6月末日まで 下記の書類を酒田市教育委員会に提出

- ① 交付申請に係る申出書（※2）
- ② 大学等修学資金利子補給金に関する調書
（※2）2年目以降も毎年提出が必要となる書類です

8月中旬頃 審査結果のお知らせ（新規申請者のみ）

令和3年3月5日まで 申請書類を酒田市教育委員会に提出

- ③ 交付申請書（※3） 8月中旬頃の「お知らせ」に同封します。
- ④ 在学証明書（令和2年6月1日以降に発行のもの）（※3）
- ⑤ 教育ローンの残高証明書（※3）
（※3）2年目以降も毎年提出が必要となる書類です

支払関係書類（請求書）を酒田市教育委員会に提出

請求書受理から約2～3週間後 補助金の支払い

【注意】カードローンではない方は、申請方法が異なりますので、ご注意ください。
年度途中に繰り上げ返済や返済方法の変更等を行った場合は、お知らせください。

4. お問い合わせ先（申請書の送付先）

酒田市教育委員会 企画管理課企画管理係

〒998-8540 酒田市本町2丁目2番45号（市役所6階）電話 0234-26-5772（直通）

5. その他

山形県内の学生・生徒又はその保護者を対象にした奨学金事業の一覧が県のホームページで公開されています。「山形県内奨学金事業一覧」で検索すると該当箇所を閲覧することができます。奨学金の給付や貸与を希望する際にご活用ください。